

栃木県中小企業団体中央会
会長 横倉 正一 様

栃木県会計局長 高橋 一貴

公共調達を通じた行政施策の推進制度及び地域要件の設定に係る周知について
(依頼)

このたび、栃木県が行う調達（建設工事及び建設工事関連業務委託を除く）において、下記のとおり、新たな制度等が開始となりますので、貴会の会員企業に周知していただくようお願いいたします。

記

1 公共調達を通じた行政施策の推進制度

(1) 概要

栃木県が指名競争入札又は随意契約により調達を行うに当たり、栃木県や国の行政施策に取り組んでいる事業者を一定数指名又は選定する制度が始まります。添付の行政施策取組項目一覧表の行政施策に取り組み、行政施策取組事業者名簿に登載されることで、指名競争入札又は少額随意契約における指名又は選定を受け易くなります。

(2) 適用年月日 令和 9 (2027) 年 4 月 1 日

(3) その他

行政施策取組事業者名簿への登載申請は、栃木県競争入札参加資格申請（新規、更新、変更）と併せて行います。申請時期は同資格の有効期限等により異なりますので、詳細は栃木県ホームページで御確認の上、申請してください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/2026sisakusuisin.html>

2 地域要件の設定

(1) 概要

栃木県が少額随意契約により調達を行うに当たっては、原則として「栃木県内に本店を有する者」が対象となります。

(2) 適用年月日 令和 8 (2026) 年 10 月 1 日

（ 栃木県会計局会計管理課物品調達室
TEL 028-623-2091 ）

少額随意契約(物品及び役務)による調達では、原則として 「栃木県内に本店を有する者」が対象となります(地域要件の設定)

令和8(2026)年7月
栃木県会計局会計管理課

【背景・目的】

「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という)において、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、地域要件の設定等が掲げられている。

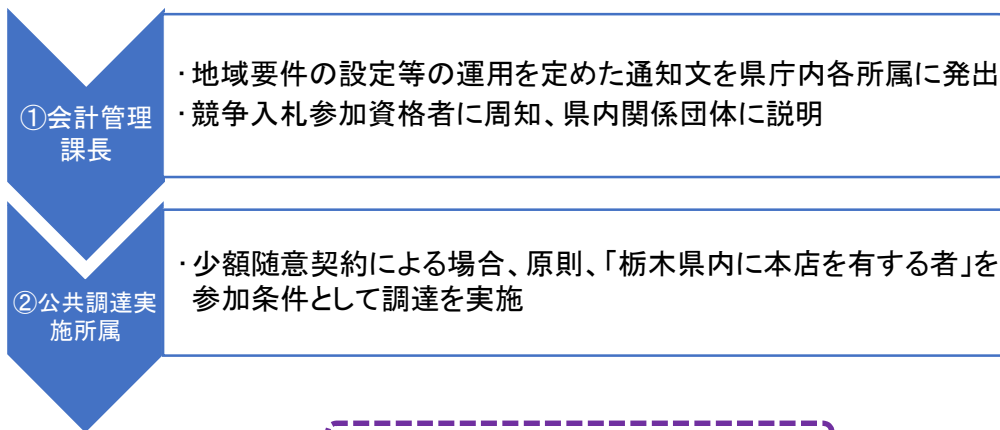
地方公共団体においては、基本方針に準じて、中小企業等の受注機会の増大に努めるよう要請されており、本県においても、中小企業等の受注機会の増大を図るため、公共調達(建設工事及び建設工事関連業務委託を除く。)において地域要件を設定するもの。

なお、「栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」においても、「中小企業者の受注の機会の増大に努める」と規定している。

【制度概要】

物品及び役務の発注に当たり、地方自治法施行令第167の2第1項第1号(少額随意契約)により随意契約を行う場合は、「栃木県内に本店を有する者」を調達の参加条件とする。

ただし、栃木県内に本店を有する者のみでは、十分な競争性が確保できない場合及び契約内容等の履行が困難な場合を除く。



適用年月日: R8.10.1

【契約種類別の適用関係】

適用する 調達方法	随意契約 (地方自治法施行令第167の2第1項第1号に限る。)					
	栃木県内に本店を有する者から選定する (十分な競争性を確保できない場合、契約内容等の履行が困難な場合を除く)					
	工事※又は製造の請負	財産の買入れ	物件の借入れ	財産の売払い	物件の貸付け	その他
	400万円	300万円	150万円	100万円	50万円	200万円
地域要件を適用する予定価格の種類別上限額	印刷物の発注など	事務用品、電子機器等の購入	コピー機器等のリース	不要品の売払い	県有財産等の貸付	業務委託

※ 建設工事及び建設工事関連業務委託を除く